運営基金設置および運用に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

平成１７年０５月２７日　制定
令和０５年０３月１６日　改訂

運営基金設置および運用に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議（以下、「市民会議」という。）が、その運営において必要となる事態のための基金（以下、「基金」という。）の設置と、その管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　基金は、市民の公益的な活動の推進に寄与する事業の充実を図るとともに、市民会議の財政的基盤を確立することを目的として設置する。

（資金および管理）

第３条　基金の資金は、本会計の繰越金の一部と、基金への寄附金をもってこれに充て、これを積立て保管する。

２　前項の積立金は、元本を保証する保管方法をもって、管理する。

（使途）

第４条　基金は、次の各号のために使用するものとする。

（１）市民会議が、その組織の目的を遂行するために、必要な公益的事業を推進すること

（２）市民会議が、その組織運営のために、必要な基盤整備をすること

（使用手続）

第５条　基金の使用の必要が生じたときは、理事長は、特別委員会を設置し、その答申に基づき理事会に提案し、承認を得て、総会の決議を得なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急に使用の必要性が生じた場合は、特別委員会もしくは理事会の承認をもって、使用することができる。その場合、次の総会において決議を経なければならない。

３　特別委員会の委員は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長および理事の２名以上をもって構成する。

（報告）

第６条　基金を使用したときは、理事長は、監事の監査を経たあとに、これを総会に報告しなければならない。

（改廃）
第７条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］
１．この規程は、平成１７年５月２７日から施行し、同日より適用する。
２．令和５年３月１６日に理事会にて、第１条・第３条第２項・第５条第２項および第７条の文言追記、改訂し、同日より適用する。